

札幌市議団ニュース

2012年10月11日 No.60

日本共産党市議団事務局発行
電話 211-3221 FAX218-5124

第3回定例議会 決算特別委員会・論戦特集 ①

<宮川 潤議員>

市住の家賃減免縮小による

低所得者の「最低生活費割り込み」は許されない

憲法第25条の定める生存権の具体化の一つである公営住宅において、家賃を決める際、最低生活費を割り込むことは、すべきではありません。しかし、いま札幌市が進めている家賃減免の縮小は、低所得者の最低生活費に配慮するものにはなっていません。

宮川議員はこの問題を取り上げ「公営住宅法自身が、憲法第25条を具体化したものである以上、公営住宅法が最低限度の生活を営む権利を保障する役割を果たすべく、減免を含めて家賃の設定にあたり、低所得者の最低生活費に配慮すべきであると思うが、どうか」と質し、「減免の対象者は、概ね生活保護費を受給できる。公営住宅法と生活保護法の両方で支えられている訳だから、生保への移行を進めるべき！移行をさせないで値上げを強いるだけであれば、いっそう最低生活費ラインを下回ることになり問題だ、解消すべきだ」と再三迫りました。

浦屋住宅担当部長は「低所得者が最低生活費以下であっても、等しくご負担を願うのが札幌市の考え方だ」と繰り返し強弁しました。

宮川議員は最後に「市民の中の公平感だとか、修繕費がかかるようになるとか、もっともらしい理由をもち出したが、行財政改革プランで家賃減免率が他都市よりも高いことが指摘され、都市局住宅担当部局が財政局いいなりに家賃減免の改悪をすすめる——これが今回の家賃減免改悪の真実だ。これでは、家賃減免制度に助けられている入居者、値上げされたら困ると訴えている入居者にたいして、全く不誠実ではないか。誠実な対応をすべきだ。今後の住民対応について、どのように考えているか」と質したのに対し、**浦屋住宅担当部長**は「アンケート結果を十分に尊重し、短期間ではあるが、様々な意見には真摯に対応させていただく」と答弁しました。(2012.10.4)

<小形香織議員>

求められているのは

“子育て世帯に特化した期限付”市営住宅ではない

札幌市は東雁来に、子育て世帯に特化した市営住宅(2013～2014年に3棟120戸)を建設予定ですが、子どもが小学校を卒業したら強制的に退去しなければならないという重大な問題を含んでいます。

⇒ 裏面につづく

小形議員はこの問題を取り上げ、まず「入居要件や入居期間はどうか、子どもが小学校を卒業したら追い出される、そういう市営住宅になるのか。期限を設けるべきでないと思うが、どうか」と質しました。

浦屋住宅担当部長は「現在想定しているのは、入居対象は小学校就学前の世帯、退去は道営住宅にならって小学校卒業までと考えている。より多くの方に入居機会を保障したい。退去については慎重に検討していく」と答弁しました。

小形議員は「市営住宅整備が大きく不足しているなかで、期限付きとなればトラブルの元をつくるようなもの。子どもが小学校を卒業する時期が来ても当該の市営住宅に住み続けなければならない家族事情（職場の倒産、離婚などによる）が生ずることは充分あり得る。そうした時でも強制的に追い出すつもりか。また、退去は、合意の上、納得づくで退去していただくようにするのか」と再度求めました。

浦屋住宅担当部長は「市営住宅では“強制”は定めづらい。入居時によく説明して、退去についても期間を充分設け、他の市住への住み替えを含めご理解を得てやっていく」と答弁しました。

小形議員は最後に「強制はあってはならない」と強く求めたうえで、「整備を予定している東雁来の売れない未分譲地に、退去者を誘導するのが真の狙いではないのか」と指摘しました。（2012. 10. 4）